

平成26年5月

熊本市図書サービスのあり方検討（中間報告）（案）

昭和57年に現在の市立図書館が建設されて以降、合併による図書館及び公民館図書室の増加、くまもと森都心プラザ図書館の開設、また政令指定都市移行後、新市基本計画に基づく城南図書館が開設され、現在、熊本市の図書サービス体制は図書館4箇所及び公民館図書室16箇所及び男女共同参画センター内情報資料室で構成され、図書サービス体制の充実が図られてきた。

そのような中、平成24年に政令指定都市となった熊本市においては、市民の増加や市域の拡大に伴い、ますます多様化する地域住民の図書サービスに対するニーズへの対応が要求されている。

当協議会は、市民に対してこれまで以上に市民や地域に貢献できる図書サービスが展開されるよう、熊本市の図書サービスの見直しが図られることを希望するものである。

今回の議論においては、「①現状に即した図書サービスの改善、②これからの利用者のライフスタイル、価値観の変化への対応」、この二つの観点から、図書サービスのあり方について方向性を述べるとともに、これらの図書サービスの継続的かつ安定的な実施の確保にむけた管理運営体制について言及するものである。

あり方検討の論点

I 現状に即した図書サービスの改善についての方向性

1. 図書サービス体制について
2. 開館時間・日数について
3. 貸出・返却サービスについて
4. 資料の充実について
5. レファレンス・レフェラルサービスについて
6. 施設設備の充実について
7. 他の図書館や施設・機関との連携について

II これからの利用者のライフスタイル、価値観の変化への対応

8. 図書サービスへのICT活用方針について
9. 図書館の交流拠点性について
10. 子ども読書活動推進について
11. ボランティアとの協働について

III 継続的かつ安定的な実施の確保にむけた図書サービスの管理運営体制

12. 民間活力の導入について
13. 人材育成について

I 現状に即した図書サービスの改善についての方向性

1. 図書サービス体制について

本市図書サービス体制は図書館 4 箇所及び公民館図書室 16 箇所及び男女共同参画センター内情報資料室で構成している。各図書館・公民館図書室等の構成及び位置づけは次表のとおりである。

施設名	位置づけ	主な機能
市立図書館	本館	蔵書管理、図書管理システム運用、図書サービス施策の企画立案など本市の図書サービスの中枢図書館。
植木図書館 城南図書館	分館	本市の北部・南部における図書館サービスを実施する図書館。
森都心プラザ 図書館	専門図書館	森都心プラザビジネス支援センター等と連携しビジネス支援に重きをおいた専門図書館。
公民館図書室 (16 箇所) 男女共同参画センター 内情報資料室	図書館との連携協力施設	身近な地域での図書貸出・返却サービス実施。

図書館については、それぞれの図書館の機能・特性を活かし、図書館利用の魅力の向上に取り組むとともに、レファレンス・レフェラルサービス等の図書館固有機能の充実を図り、本市図書サービスの向上を目指してもらいたい。

公民館図書室は、公民館とともに地域に密着し、親しみやすさ、立ち寄りやすさといった利点も高い一方、生涯学習施設としては、蔵書数の少なさ、閲覧スペースの狭さなど、公民館活動の補助的施設としての限界があるため、図書サービス体制の充実に向けては、公民館図書室は地域密着型図書館として発展することが望ましいと考える。

2. 開館時間・日数について

各図書館・公民館図書室等の現在の開館時間・日数は次のとおりである。

館名	開館日	開館時間
市立図書館	年間301日 (毎週月曜休館)	全日 9:30~18:00
植木分館	年間301日 (毎週月曜休館)	平日 9:30~18:00 土日祝 9:30~17:00
プラザ図書館	年間341日 (第3水曜日休館)	平日・土 9:30~20:00 日・祝 9:30~18:00
城南分館	年間341日 (第4水曜日休館)	平日・土 9:30~20:00 日・祝 9:30~18:00

※市立・植木図書館の6月~9月の平日の開館時間は、9:30~19:00

	開館日	開館時間
全公民館図書室	年間約287日 (毎週月曜休館) (毎月1日室内整理日)	全日 9:30~17:00

利用促進の観点から、見直しを積極的に検討すべきと考える。地域の実情や市民の多様な生活時間等に配慮し、開館時間・日数の延長が図られるよう検討してもらいたい。

なお、公民館図書室の開館日・開館時間は公民館全体の運営の中で検討する必要があることから、見直しにあたっては、関係部署との協議を進めてもらいたい。

3. 貸出・返却サービスについて

市立図書館を中心に、図書館 3 箇所、公民館図書室 16 箇所及び男女共同参画センター内情報資料室でネットワークを構築し、共通の図書管理システム及び各施設間の図書搬送体制により、全市域での図書貸出サービスを実施している。

移動図書館については、市立図書館、植木図書館、城南図書館に配置し、市内を巡回し、図書貸出サービスの広域化に努めている。

そのほか、市内の地域団体、社会教育団体や入院中の子どもたち向けの院内文庫などへの団体貸出サービス、身体障がい者に対する郵送貸出サービスを実施しているほか、各区役所に返却ポストを設置し、利便性充実に努めている。

利用者拡大を図るうえで、貸出・返却が可能なサービススポットの設置、電子図書貸出、図書宅配サービスなど、地域の状況や社会環境に即応したサービスを検討してもらいたい。

移動図書館については、地域的に利用者の減少も見られ、それぞれの地域の実情を勘案しつつ巡回場所を見直す必要があるとともに、移動図書館に代わる効率的かつ効果的サービスの検討も必要と考える。

視聴覚資料の貸出、雑誌の貸出など図書館、図書室によって異なる運用を行っているケースがあるが、利用者の立場からよりよい運用については積極的に統一を図る方向で取り組むべきと考える。

4. 資料の充実について

図書資料の収集は、図書館の基本機能であり、図書館サービスの根幹となるものであることから、図書館の効率的運営を目指す一方、資料の充実は必要であり、図書館予算の確保に努めてもらいたい。

効果的な資料収集にむけて、市民の要望や社会の要請、地域の実情等を反映できるよう、各図書館の機能、公民館図書室の利用傾向を把握し、それぞれの施設の特性に合った蔵書コレクション形成に努めてもらいたい。

5. レファレンス・レフェラルサービスについて

レファレンス・レフェラルサービスは、図書館の重要な機能のひとつであるが、大半の利用者には馴染みが薄く認知度も低いと思われる。

一般の人たちにもわかりやすいサービス名称の表示や、話題本の紹介や読書に関わる相談など気軽に活用できることの周知に努めてもらいたい。

6. 施設設備の充実

図書館内環境については、生涯学習の場として、誰でも安全かつ快適に利用できる環境整備に向け、快適性の追求とユニバーサルデザイン化に努めてもらいたい。

また、利用者の多様な利用目的に対応し、個人での学習、親子で本に親しむ体験、高齢者の有意義な時間活用、障がい者の本に触れる機会の充実、利用者相互の交流などに対応できる環境整備に努めてもらいたい。

図書館施設環境については、図書館・公民館図書室がより身近なところにあることが望ましいが、新たな図書館の設置は財政上の制約も考えられる。

既存の公民館図書室施設の拡充による図書館化や既存施設での駐車場・駐輪場の充実、他の公共施設等と連携した貸出返却サービスを行うサービススポットの配置など、利便性の高い図書サービス施設の配置に努めてもらいたい。

7. 他の図書館や施設・機関との連携

レファレンス・レフェラルサービスの充実、交流拠点性の向上など図書館の利用促進に向けた取り組みを推進するうえで、他の図書館（大学図書館・市外公共図書館等）や施設・機関との連携は重要であり、今後、他の図書館（大学図書館・市外公共図書館等）や施設・機関と連携に努められたい。

また、図書館がさまざまな情報が得られる場であることから、生涯学習の充実に向けたポータルサイトとして、積極的な他図書館（大学図書館・市外公共図書館等）や施設等の情報収集・発信の充実に努めてもらいたい。

Ⅱ これからの利用者のライフスタイル、価値観の変化への 対応

8. 図書サービスへのICT活用方針について

現在、ICタグによる蔵書管理、Web検索予約、SDIサービスなど、図書貸出や検索のサービスの利便性向上に努めている。

また、情報媒体としてインターネット閲覧、商用データベース提供を実施しているほか、プラザ図書館、城南図書館ではPC持込コーナーを設置し利用者の図書館活用の範囲を拡大している。

このほか、ネットで公開されている図書や論文・文献等の検索ページのレファレンス・レフェラルサービス活用や、図書館ホームページを通じた図書館イベント情報など図書館の広報活用を行っている。

これからの社会の様々な課題への対応には、ICT(情報通信技術)の利活用は必要不可欠なものとなっている。図書サービスにおいては、図書・視聴覚資料に続く情報媒体として、電子図書の導入について検討してもらいたい。

また、図書館の情報発信の観点から、図書館利用促進にむけて市民へのアプローチ手段としてさらなる積極的活用が望まれる。

今後は、ICTの進展によるスマートシティ時代を見据え、積極的に情報収集を行い新たな図書館サービスを開発してもらいたい。

9. 図書館の交流拠点性について

誰もが自由に利用でき、情報に触れることのできる図書館の特性を活かし、人々が交流できる拠点として図書館を活用することは、今後の図書館の魅力向上、利用促進の重要な要素である。

今後は、図書館利用を通じた、親子の交流、世代間の交流、障がい者との交流、ビジネス交流などの利用者相互の交流促進に向け、図書館設備の整備、関連する情報の発信、イベント催事の企画に取り組み、交流拠点性の充実に努めてもらいたい。

10. 子ども読書活動推進について

平成 25 年度から熊本市読書活動推進計画を市立図書館が所管し、図書館が中心となって学校教育部署、就学前児童部署、社会教育部署と連携し計画遂行を図っている。また、子育て支援部署と連携して、「このほんよんで！」の配布などを通じて、乳幼児期の親と子どものかかわりの中で本に親しむ環境づくりに取り組んでいる。

学校教育現場とは市立図書館に設置している学校図書館支援センターにおいて、学校と図書館、学校相互での図書の有効活用、学校図書館司書補の活動支援を行っている。

熊本市読書活動推進計画、子育て支援部署と連携した幼児期の本に親しむ環境づくり、学校図書館支援センターを通じた学校図書館活動支援を着実に推進してもらいたい。

なお、近年の家庭教育重視の状況を踏まえ、家庭教育の向上の観点から、関連する図書イベントや啓発活動の見直しを図ってもらいたい。

今後とも、子どもへの読書活動啓発に向けては、学校教育や家庭教育の向上など社会の要請に即応した事業を展開してもらいたい。

11. ボランティアとの協働について

おはなしボランティア、紙芝居ボランティア、布絵本ボランティア書架整理ボランティアにより図書サービスへの充実に寄与いただいている。

特におはなしボランティアについては、子ども読書活動推進の観点から養成講座を設け、育成支援を行っている。

ボランティアとの協働は図書サービスの充実に資するものであり、従来のボランティアはもとより、今後新しい分野での協働に向けて、活動の機会や場所の提供に積極的に取り組んでももらいたい。

Ⅲ 継続的かつ安定的な実施の確保にむけた図書サービスの 管理運営体制

12. 民間活力の導入について

＜第1回検討での主な意見＞

- ・ 民間企業にシフトすることについては、経済的側面からの効率性の追求は必要ではあるが、そのみが優先されてしまう可能性があることに危機感を持っている。
- ・ 経済的側面からの運営的なものは民間が強いかもかもしれないが、市民サービスや人材育成については、公的なものでないといけない。
- ・ 民間活力の導入が前提で進んでいるよう思われるので、(協議会では)もう少し中立的な立場で、民間活力の導入がいかどうかというような点から検討していくべき。
- ・ 効率的といったときには、民間活力の導入もあるが、内部の改善もある。内部の改善についても議論することが大事。

現在、熊本市では、民間事業者のノウハウやネットワークを活用した効率的なサービスの向上を目的として、くまもと森都心プラザ図書館、城南図書館に指定管理者を導入している。

指定管理者の導入により、開館日・開館時間の延長、民間ノウハウを活かしたサービスの向上等一定の効果が見られている。

今後の民間活力の導入にあたっては、「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」に定められた事項が確実に実行されることを前提とし、行政の果たすべき責務について十分に留意し検討をおこなうこと。

13. 人材育成について

図書館運営にあたっては、利用者に直接サービスを提供する司書及び司書補の確保及び資質能力の向上が不可欠である。

市の職員については、一般事務職を配置。司書の専門職員としての採用はなく、司書資格取得経費を予算化し図書館配置後、勤務しながら取得する体制である。図書館や公民館図書室の嘱託職員については、司書資格を採用条件とし、有資格者の確保に努めている。

また、指定管理者については、図書館業務職員全て有資格者を条件づけている。

今後とも専門的なサービスを実施するために必要な司書等を確保するよう、積極的な採用や処遇改善に努めるとともに、その資質・能力の向上に努めること。

また、司書養成の促進にむけて、インターンシップ受入れなど司書養成に取り組む大学・学校等と積極的な連携に努めること。